
執行委員会で承認された提言

1. 提言

- 専門委員会及び実施委員会における現在の作業計画の支持
- 適切な組織と人員に基づき、新しいマクロ健全性と金融安定化アプローチの構築への取組み
- 保険グループ監督のための共通の評価枠組み (common assessment framework) の設計と実践の調査の開始
- 調査ステージの推進及び現在の作業計画への統合のため、適切な地域バランスを考慮した新しい作業部会の設立
- この成果に基づき、執行委員会は、保険グループ監督のための共通の評価枠組み (common assessment framework) を更に進めるためのメリットの評価

2. 共通の評価枠組み(common assessment framework)構築のための段階的アプローチ

ステージ 1 – 調査、企画・立案 (2010年1月の執行委員会定例会合まで)

- 健全性規制と監督に関する実務と経験の調査
- 法的及び質的・量的要件のアウトラインの考慮

ステージ 2 – 詳細設計 (期間未定)

- ステージ 1 で認識された望ましいアプローチに基づいた詳細設計
- 詳細な費用対効果分析

ステージ 3 – 最終調整 (期間未定)

- ステージ 2 に基づく、影響度調査

ステージ 4 – 実施 (期間未定)

- 共通の評価枠組み(common assessment framework)の実施

(注記 1) 新しい作業計画の基礎となる既存作業

- 保険監督枠組みにおける単体ベースの基準
 - 内部モデルとERMの使用
 - ガバナンスとマーケットコンダクト
 - 保険コア・プリンシプル（保険監督基本原則）の見直し
- グループ監督枠組み(Group Supervision Framework)
 - ソルベンシー小委員会及び保険グループ小委員会によるGSFに係る項目
 - 専門委員会の合意を前提とした保険グループ小委員会による包括的なペーパー
- 実施委員会によるMMoU（多国間情報交換枠組み）及びピア・レビュー枠組み

(注記2) 国際的に活動する保険グループに対する共通の評価枠組み(common assessment framework)とは

- グループ監督のための法的枠組み
 - 包括的かつ明確なアプローチを伴う法的枠組み
 - 監督権限、情報交換及び破たん処理法制を含む、非規制持株会社の取扱い及び監督範囲

- 質的側面
 - ガバナンス：資質要件、内部・外部監査、アクチュアリー機能、グループ内における取締役の独立性
 - リスク管理：単体への不整合な規制の導入を防ぎ、改善を促す、集中化したリスク管理機能に対する共通の基準
 - 協力/情報交換：MMoU（多国間情報交換枠組み）やスーパーバイザー・カレッジ、グループ監督などの枠組みの促進、共通の評価枠組みに基づくグループ監督の構築

(注記2) 国際的に活動する保険グループに対する共通の評価枠組み(common assessment framework)とは (続き)

□ 量的側面

- 報告：一貫した定義と信頼水準に基づくデータ収集。マクロレベルのデータ収集やモニタリングの促進。
- 所要資本と資本/投資ルール：リスクに基づいたソルベンシー基準の確立（最低所要資本/規定所要資本、標準/内部モデル、投資、プロシクリカリティ、リスク分散/集中、ダブルギアリング、負債による資本調達、資本移動等）。
- 資産・負債の評価に関する共通のアプローチは、効果的な共通のリスクに基づくソルベンシー規制の前提。